

第3回 大分市隣接校選択制検討委員会 議事録

1. 日 時 令和5年4月21日(金) 15:00~16:00
2. 場 所 大分市役所 議会棟3階 第4委員会室
3. 出席者

○検討委員会委員

委員長	山崎	清男
副委員長	小野	昭三郎
委員	平本	泉
委員	川野	君香
委員	酒井	美恵
委員	久保	隆
代理	野田	秀一(教育部教育監)

○事務局

学校教育課長	江隈	英明
学校教育課参事	平田	敬二
学校教育課参事補	高橋	知美
学校教育課主査	上杉	幸喜
学校教育課主事	牧	修平

4. 次 第

- (1) 開会
- (2) 協議
 - ・検討事項について
 - ① 隣接校選択制利用者における中学校入学について
 - ② 距離要件の設定について
 - ・その他
- (3) 閉会

議事録

○事務局 ただいまから、第3回大分市隣接校選択制検討委員会を開会いたします。

末松教育部長が3月末で退職しました。現在、部長職が不在のため、野田教育監が代理出席しております。

ここからの進行は山崎委員長にお願いいたします。

○山崎委員長 早速ではございますが、協議に入らせていただきます。本日の検討事項はレジュメの通りです。前回の会議で資料1の5つの項目について皆さんからご意見を伺いました。検討事項2つ目の隣接校選択制の利用者の中学校入学についてと、距離要件に関しましても引き続き協議することとしました。

本日は、隣接校選択制の中学校入学について、小学校1年生が隣接校を選んで中学校を選択しますが、中学校が2つに分かれる場合、公平性の問題をどう考えるか川野委員から

意見が出ました。大事な問題だと思います。隣接校選択制利用者における中学校入学について、資料を提示して説明をさせていただきたいと思います。それでは、このことに関しまして事務局から説明をお願いします。

○事務局 資料 2 をご覧ください。こちらの資料は、大分市の小学校と中学校の関係を表しており、網掛けしている小学校 7 校は指定中学校が 2 校に分かれております。表の左側の
大分地区では、春日町小と西の台小が、それぞれ王子中と大分西中に分かれます。その下、
明治北小は原川中と大東中に分かれます。続いて、鶴崎地区の別保小は鶴崎中と東陽中
に分かれます。続いて、植田地区の植田小と宗方小は、それぞれ植田中と植田西中に分か
れます。最後に、寒田小が植田東中と植田南中に分かれます。小学校 54 校中、7 校が、指
定中学校が 2 校に分かれる状況となっております。資料 2 の説明は以上でございます。

次に、資料 2-1 をご覧ください。こちらの資料は、指定中学校が 2 校に分かれる小学校
における指定中学校の割合について表しております。1 つ目の、春日町小は王子中と大分
西中に分かれますが、在籍する児童の中学校区を見ますと、その割合は 9 対 1 となってお
ります。次の、西の台小は、王子中と大分西中の割合が、約 4 対 6 となっております。次
の、明治北小は、原川中と大東中に分かれますが、ほぼ大東中となっております。次の、別
保小は、鶴崎中と東陽中の割合が、約 7 対 3 となっております。次の、宗方小は、植田中
と植田西中に分かれますが、ほぼ植田中となっております。次の、植田小は、植田中と植
田西中の割合が、約 9 対 1 となっております。最後の寒田小は、植田東中と植田南中の割
合が、約 3 対 1 となっております。資料 2-1 の説明は以上ですが、学校によってその割合
には違いがある状況となっております。

次に、資料 2-2 をご覧ください。こちらは、指定中学校が 2 校に分かれる小学校 7 校に、
隣接校選択制で就学している児童の指定の小中学校について表したものです。1 つ目の、
春日町小です。隣接校選択制を利用し、現在、春日町小学校に通っている児童の指定校は、
「大道小・王子中」が 5 名、「西の台小・王子中」が 5 名、「碩田学園」が 11 名、「八幡小・
大分西中」が 3 名となっております。次に、西の台小に隣接校選択制で通っている児童の
指定校ですが、「八幡小・大分西中」が 13 名、「春日町小・大分西中」が 7 名、「大道小・
王子中」が 2 名、「春日町小・王子中」が 2 名、「城南小・城南中」が 6 名となってお
ります。次に、明治北小に隣接校選択制で通っている児童の指定校ですが、「桃園小・原川中」
が 10 名、「別保小・鶴崎中」が 1 名、「明治小・大東中」が 1 名となっております。次に、
別保小に隣接校選択制で通っている児童の指定校ですが、「明治北小・大東中」が 2 名とな
っております。裏面をご覧ください。次に、宗方小に隣接校選択制で通っている児童の指
定校ですが、「植田小・植田中」が 7 名となっております。次に、植田小に隣接校選択制で
通っている児童の指定校ですが、「宗方小・植田中」が 2 名、「宗方小・植田西中」が 1 名、
「野津原小・野津原中」が 4 名となっております。最後に、寒田小に隣接校選択制で通っ
ている児童の指定校ですが、「鴛野小・植田東中」が 5 名、「東植田小・植田南中」が 1 名、
「田尻小・植田南中」が 2 名となっております。資料 2-2 の説明は以上でございます。

次に、資料 2-3 をご覧ください。こちらは、隣接校（小学校）に入学した児童が、隣接
校の指定の中学校への入学を希望する場合の案を示したものです。まず、1、隣接校（小学
校）の指定の中学校が 1 校の場合、この場合は、学区外就学の手続きにより希望校への入
学を許可する。次に、2、隣接校（小学校）の指定の中学校が 2 校に分かれる場合、この場

合は、次の3つのパターンが考えられます。それぞれ、メリットとデメリットを示しております。1つ目ですが、学区外就学の手続きを認めないというものです。こちらのメリットとしては、指定校に通う児童との公平性が保たれることが考えられます。下の※1をご覧ください。指定校が西の台小学校・王子中学校の児童と、隣接校選択制により他の校区から西の台小学校に通う児童が大分西中学校への入学を希望する場合、どちらも隣接校選択制の申請が必要となります。続いて、デメリットですが、抽選になる可能性が高まること、中学校入学時に改めて隣接校選択制の申請が必要となること、そして、隣接校（小学校）の指定の中学校が1校の場合は学区外就学の手続きにより希望校への入学を許可とした場合、指定の中学校が分かれるこの7校のみ学区外就学の要件に該当しなくなることが考えられます。次に2つ目、分かれる2校の内、1校への学区外就学の手続きを認めるというものです。例としまして、自宅から近い中学校のみ許可する、ただし、自宅から遠い方の中学校を希望する場合は隣接校選択制の申請が必要となります。こちらのメリットとしましては、指定校に通う児童との公平性が一部保たれること、隣接校選択制を利用した児童について、中学校入学時に隣接校選択制の申請が一部不要となること、抽選になる可能性が低くなり、全員が希望校へ行ける可能性が高まることが考えられます。また、デメリットとしましては、小学校入学時と中学校入学時にそれぞれ隣接校選択制の申請が必要な場合があることが考えられます。次に3つ目、分かれる2校とも学区外就学の手続きを認めるというものです。こちらのメリットは、隣接校選択制を利用した児童について、中学校入学時に隣接校選択制の申請が不要となること、抽選になる可能性が低くなり、全員が希望校へ行ける可能性が高まることが考えられます。また、デメリットとしましては、指定校に通う児童との公平性が保たれない。下の※2をご覧ください。指定校が西の台小学校・王子中学校の児童と、隣接校選択制により他の学区から西の台小学校に通う児童が大分西中学校への入学を希望する場合、指定校が西の台小学校の児童のみ隣接校選択制の申請が必要となり、隣接校選択制により他の学区から西の台小学校に通う児童は学区外就学の手続きにより大分西中学校に入学できるというものです。資料2から資料2-3までの説明は以上でございます。

○山崎委員長 難しいところがあるかと思しますので、ゆっくりやっています。資料2は1つの小学校から中学校が分かれるということが示されています。例えば、春日町小学校から王子中学校と大分西中学校に分かれています。

資料2-1は指定中学校が2つに分かれる小学校における指定中学校の割合を示しています。例えば、春日町小学校は王子中学校に行く人が90%、大分西中学校には10%の人が行っています。資料2-2は隣接校選択制を利用して就学している児童の指定校について、学年ごとに児童数を示したものになります。この数はあまり多くないと理解して良いですか。

○事務局 例えば、春日町小学校であれば600人くらいいますので、その内の20人くらいが隣接校選択制を利用して通っていることになります。

○山崎委員長 あまり多くないということですね。資料2-2の表裏はそういうことを示しています。問題は、例えば西の台小学校の児童は王子中学校と大分西中学校に分かれますが、これをどうするかということです。隣接校選択制を利用して西の台小学校に通っている児童が、学区外就学の申請をすることで無条件で大分西中学校に行けるというのはアンフェアな要素があるのではないかという議論でした。そういうことを考えるために、資料2-3

で案を出していただいています。例えば1の、隣接校の指定の中学校が1校の場合、学区外就学の手続きにより希望校への入学を許可することは問題になりにくいと思います。問題は次です。隣接校の指定の中学校が2校に分かれる場合、例えば学区外就学の手続きを認めないとか、認めるとか、こういった議論になります。例えば、2の隣接校の指定の中学校が2校に分かれる場合、①は学区外就学の手続きを認めないというやり方です。それに対するメリットとデメリットが書かれています。②として2つに分かれる学校の内の1つの学校への学区外就学の手続きを認めるというものです。この時、自宅から近い中学校のみ許可するというのも考えられるのではないかと思います。また、③として、例えば大分西中学校と王子中学校のどちらも学区外の手続きを認める場合のメリットとデメリットが書いてあります。問題は学区外就学の手続きをすることに伴う公平性が担保できるのかできないのかという議論だったと思います。事務局から案を提示してもらいましたので、何かございませんか。川野委員がこの間意識されていたことは学区外就学の手続きを全然認めないということではなかったですね。

- 川野委員 そうです。小学校で友人関係も出来ているので、できれば同じ中学校に行けるのが一番いいと思います。しかし、そのような問題となるケースも出てくるので、学区外就学の手続きを認める2番の案が良いのではないかと思います。
- 山崎委員長 ありがとうございます。ここで大事なことを確認しておきたいのですが、学区外就学の手続きを認めるということと、隣接校選択制の定員は別枠でしょうか。学区外就学の手続きをすることによって、隣接校選択制の定員が減ってしまうことにはならないですか。
- 事務局 隣接校選択制の定員は、あくまで隣接校選択制で行ける方の定員ですので、学区外就学については許可事項に当てはまればすべての方が希望する学校に行くことができます。
- 山崎委員長 極論ですが、学区外就学の申請が多くなって学校の教育活動に支障が出たら困るのですが、そのようなことは無いということで確認しました。隣接校選択制の定員と学区外就学は別と理解していただけると資料2-3も理解しやすくなるかと思います。大事なことは教育的配慮と同時に公平性も担保したほうが良いという議論だったと思います。平本委員いかがでしょうか。
- 平本委員 実際、通う中学校が分かれる場合、指定校ではない中学校を希望する人は多いのでしょうか。
- 事務局 川野委員がおっしゃるように、指定校が西の台小学校、王子中学校の方で、大分西中学校に行くためにはどうしたらいいのかといった問い合わせはありますので、隣接校選択制の案内をしています。
- 山崎委員長 問い合わせは多いという訳ではないですかね。
- 平本委員 多くの方が希望される場合に学区が機能しなくなるのかなと思います。今回の問題点について、何が不平等になるか、もう一度整理させていただいてもよろしいですか。
- 川野委員 例えば西の台小学校であれば、指定校が大分西中学校と王子中学校に分かれます。王子中学校が指定校の児童が大分西中学校に行きたい場合、隣接校選択制を利用する必要があり、実際抽選になることが多いです。ただ、隣接校選択制で校区外から西の台小学校に入学した方に学区外就学が認められることになると、王子中学校と大分西中学校ど

ちらの学校にも行けることになります。

- 山崎委員長 そうなると不公平ではないかという意見ですね。川野委員は2番であれば良いのではないかということです。学区外就学には様々な要件がありますが、この要件を新たに設けるのかどうかということです。そして、学区外就学と隣接校選択制の定員は別枠であるということです。ここまで共通認識できたということで、1・2・3と3つの案がありますが、酒井委員いかがでしょうか。
- 酒井委員 前回から川野委員がおっしゃっていたケースは、資料2-3の③が当てはまるのではないかと理解しながら話を聞いていました。西の台小学校など特に校区境の方は、どちらに行こうかと悩んでいることは聞いたことがあります。そういった方からしたら指定校ではない学校に行きたいけども抽選で行けなくなることもあり得るので、他の校区から通っている方がそのまま学区外就学の要件で行けるのは不公平感を持ってしまうのではないかと思います。だから、②の自宅から近い中学校のみ許可するといった条件が入ればそういった気持ちは緩和されていくかと思えます。
- 山崎委員長 距離の問題は後から議論しないといけないと思います。久保委員何かご意見ございますか。
- 久保委員 公平性を担保するには②のような形になるのかと思います。以前、王子中学校に勤務しておりましたので、そういったところは感じるころはありましたし、東陽中学校にいたときも、別保小学校の子どもたちが鶴崎中学校に流れていたのではないかと思います。どういった理由で希望していたかは分かりませんが、全て同じ事例ということは無いでしょうが、何らかの条件は付けるべきではないかと思えます。
- 山崎委員長 ありがとうございます。野田教育監いかがでしょうか。
- 野田教育監 第1回から傍聴させていただき、また、議事録も確認させていただきました。山崎委員長を初め、委員の皆様には判断が難しいところをご協議いただいていると思っています。そもそもこの隣接校選択制は、いわゆる規制緩和という流れの中で、教育の世界では保護者の方が子どもの就学先をどのようにするか、その選択の幅を広げるということが大前提でした。当時の答申を読み返すと、就学の指定が硬直的になっているとか機械的になっているといったご指摘をいただいているところから、保護者の方が自主的な判断をし、その判断に対しては主体的に責任をとっていただくという言葉が当時の答申に残っています。平成17年当時も検討委員会や文教常任委員会、そして地域の方、保護者の方、学校の意見を集め、試行しながら進めてきました。本日協議いただいている内容については、その後の運用上で出てきた大きな課題の一つであると思っています。選択の幅は持たせて子どもたちが特色等から選んだ学校に通えれば良いとは思いますが、大前提としては地域の子どもたちは地域が育て地域の学校に通っていただくスタンスを守りながら、どの程度まで幅を持たせるかが大事であると思っています。
- 山崎委員長 ありがとうございます。隣接校選択制は、規制緩和で教育を受ける権利の問題と絡めて学校を選択する権利もあるなど様々あります。その中で、どの範囲で認められるかということです。私個人の考えですが、すごく多くの方が指定校ではない学校に行っているわけでもない中で、どの程度選択の自由を認め、満足を与えていくのか。指定校制が持つ弊害もあるわけです。そういう中で議論であると思えます。
小野委員いかがでしょうか。

○小野委員 明野中学校校区は大東中学校区と接しているのですが、以前は田畑があり、はっきり校区が分かれていました。ところが、明治小学校区に次々と家が建って明野地区に近くなった為、明野中学校に入りたという方が出てきました。そのように社会の状況が変わってきていますので、今後こういった地域が増えるのではないかと思います。

○山崎委員長 今回大きなテーマである川野委員からご指摘いただいた問題について、子どもたちに迷惑が掛からない最小限の範囲内で、どのように解決していくかというところです。それに対して事務局から案をいただいた上で意見をいただいています。ある程度の枠組みを作りながら認めていく場合、自宅から遠い学校を希望する場合は隣接校選択制の申請が必要になるとかですね。前回よりも発展的な案が出されたのではないかと思います。中々難しい問題であり、1番簡単なのは学区外就学を認めずに全て隣接校選択制の申請が必要とするやり方も分かりませんが、本当にそれでいいのかという中で議論しています。今、2の②にあります隣接校の指定の中学校が分かれる場合、2校の内1校への学区外就学の手続きを認め、その場合、自宅から近い中学校を対象とする案が出ています。少なくとも、2校とも学区外就学の手続きを認めることは、指定校に通う児童との公平性が保たれにくくなることから避けた方が良くはないかということです。

○小野委員 小学校に入るときに希望して隣接校に入れた場合、その時に中学校は隣接校の指定の中学校に行くか指定の中学校に行きますかという問いはないのですか。

○事務局 そこまでの確認はしていません。

○小野委員 先のことは認められない形になっているということですね。

○山崎委員長 考えも変化していくでしょうから6年間でどうするか決めていくということですね。小野委員がおっしゃったように地域の状況が変化する中で、どの学校を選ぶかということです。それでは、指定の中学校が分かれる場合、規制をかけながら2校の内1校の学区外就学の手続きを認めるということが、川野委員から出された意見に対する我々の合意としての案になるかと思います。よろしいでしょうか。また何かありましたらご意見いただけたらと思います。

続きまして、距離要件の設定について皆さんで議論していただきたいのですが、まずは事務局から説明をお願いします。

○事務局 資料3をご覧ください。こちらは、前回の会議で使用した資料で、昨年度の隣接校選択制を申請された方で、申請理由が「距離」という方の、入学予定校と指定校、そしてお住まいの地区名を記載したものに、表の右側に新たに「自宅から入学予定校までの距離」と「自宅から指定校までの距離」を追加しています。例えば番号、3番の方ですが、指定校は碩田学園ですが、府内町2丁目にお住まいで、隣接校選択制で金池小学校を申請されております。自宅から指定校の碩田学園までの距離は1.5km、自宅から金池小学校までの距離は0.4kmとなっております。指定校までの距離は、1km未満の方もいれば、2km以上の方もおります。指定校までの距離に比べ、隣接校までの距離が、半分以下になる方、若干近くなる方、逆に遠くなる方もいるような状況です。続きまして裏面をご覧ください。こちらは中学校です。自宅から指定校までの距離は1km以上の方から、遠い方は5kmを超える方もいらっしゃいます。やはり小学校に比べると、指定校までの距離が長くなっております。資料3の説明は以上でございます。

続いて、資料3-1をご覧ください。こちらの資料は、距離要件の設定案を示しております。

先ほどの資料 3 にありました「距離」を理由に隣接校選択制を申請された方の、自宅から指定校までの距離や、距離要件を設定している他市の状況を踏まえ、小学校・中学校でそれぞれ 3 案示しております。まず、小学校ですが、1 案としては、自宅から指定校までの距離が 1 km 以上あり、かつ、自宅から指定校までの距離に比べ、自宅から隣接校にまでの距離が 1/2 以下になる場合。2 案としては、自宅から指定校までの距離が 1.5 km 以上あり、かつ、自宅から指定校までの距離に比べ、自宅から隣接校までの距離が 1/2 以下になる場合。3 案としては、自宅から指定校までの距離が 1.5 km 以上あり、かつ、自宅から指定校までの距離に比べ、自宅から隣接校までの距離が 1/2 以下になる場合としております。

資料 3 の「距離」を理由に申請された 30 名のうち、1 案であれば 6 名、2 案であれば 3 名が該当となります。3 案の場合は該当者はいません。なお、子どものスピードで 1.5 km を歩く場合 30 分程度かかること、また、自宅から指定校までの距離を 1 km 以上に設定すると、かなり多くの方が該当してしまうことから、2 案が妥当ではないかと考えております。

次に、中学校ですが、小学校と同じように、自宅から指定校までの距離に比べ、自宅から隣接校までの距離が 1/2 以下になる場合を前提に、自宅から指定校までの距離で 3 案示しております。1 案は 2 km 以上、2 案は 2.5 km 以上、3 案は 3 km 以上としております。「距離」を理由に申請された方 44 名のうち、1 案で 10 名、2 案で 9 名、3 案で 6 名が該当となります。説明は以上でございます。

- 山崎委員長 ありがとうございます。資料 1 の距離要件のところを見ていただきたいのですが、現行は申請理由が距離の場合でも、受入定員を超える申請があったときは抽選の対象としています。これに対する検討事項として、学区外就学の許可事項に距離要件を設けるべきかという課題となります。資料 3-1 は距離を理由に申請した人をもとに小学校と中学校で 1・2・3 案出しています。この資料から何かご意見やお聞きになりたいことがあればお願いします。小学校で 1.5 km であれば 30 分くらいです。1.5 km であれば該当者が 3 名です。距離差が 1/2 であれば時間にして 15 分くらいですから、小学生にとって 15 分はそれなりの負担があるように感じます。それより長い距離を歩く子どももいますが。中学生の場合であれば、例えば 1 案と 2 案の該当者数は 1 名しか変わりません。
- 野田教育監 距離要件について全国の市町村の状況をみたときに、それぞれ違っております。当然、市町村によって状況が違うので全国での基準はないと思っておりますが、大分市内の小学校区と中学校区を想像しただけでも、交通量が多いところもございまして、自然条件で川があったり山を越えていかなければならなかったりします。全国の市町村の判断をみたときに、自宅から学校までの直線距離で判断しているところもありますし、実際に登校する道の距離で判断しているところもあります。そうしたときに、自然条件というところをもって議論となると中々結論が出にくいのではないかと考えています。一定程度距離要件を求めている人の割合や状態を見ながら判断していくことが一番望ましいのではないかと思います。ただ、1 度これを決めたから永遠に続けていくのではなく、定期的に見直す機会を持ちながら判断し、より望ましいものがあれば修正していくことが必要ではないかと考えています。
- 山崎委員長 ありがとうございます。後半部分ですが、私も提案しようと思っておりました。これを決めたから今後 10 年続けていくのではなくて、交通の便や道の状況等、小野委員がおっしゃったように地域の状況の変化などにより、制度疲労を起こしますので定期的に見

直すことは必要なことと思います。現在の状況から決めた内容も3年後随分と様子が変わってくるかもしれません。大事な点であったと思います。前回、事務局から学区の地図を出していただきましたが、それも変わる可能性もありますし、適宜見直しが必要であると思います。酒井委員いかがでしょうか。

- 酒井委員 どこで線を引くかはとても難しいところだと思いますが、距離要件があれば隣接校選択制の枠に入れる児童生徒が増えることは確かだと思いますので、距離要件があったほうが良いと思います。
- 山崎委員長 小学校と中学校で分けて案を出していただいています。見方を変えれば、先程事務局から説明があったように1.5 kmが30分ですから、許容範囲と言ったら失礼ですが、徒歩30分くらいであれば日常的にもあるのかなと感じる中で出てきたと思います。難しい問題ですが。平本委員いかがでしょうか。
- 平本委員 2案が良いのかなと思います。1.5 kmで30分だと遠いイメージはないのですが、その30分が山を越えて街灯が無いところを歩かないといけない30分なのか、平坦な一本道を30分歩くのかというところで、こちらの学校の方が安全でいいという線引きの中では30分という時間、1.5 kmという距離が丁度いいのかなと思います。八幡に住んでいる方が八幡小学校に行く距離はそうでもないが、街灯が無くすごく不安だから違う学校に通わせたいという話を伺ったことがあり、距離が1.5 kmと言っていたことから、子どもの足でも保護者の判断による理由としても30分くらいが丁度いいのかなと思います。
- 山崎委員長 自然現象となると中々難しく、同じ距離でも坂道か平坦かで全然違ってきます。そこは安全性も含めながら、30分くらいの許容範囲でというご意見でした。川野委員いかがでしょうか。
- 川野委員 1.5 kmで30分くらいとお伺いしたので小学生だとそのくらいが1番良いのではないかと思います。
- 山崎委員長 久保委員いかがでしょうか。
- 久保委員 長い時間登下校をしている中では、30分というところが妥当なのかなと感じます。あまり長くなると様々な事を心配します。自然条件や交通量等ですね。小学校はそれくらいで、中学校は40分くらいなのかなと思います。
- 山崎委員長 中学生の足で40分くらいとなるとどれくらいですかね。私は散歩の場合時速6 kmで歩いています。それでも中学生に追い抜かれます。時速6 kmのとき30分で3 kmですね。
- 久保委員 あまり距離が長いと中学の場合は自転車通学という選択肢もあります。学校によって距離を決めたり、学区外の場合に認めたりしています。
- 山崎委員長 これは学区外の場合ですから。規制をかけるという意味でも2 kmか2.5 kmか色々あると思います。事務局、中学校はどれくらいの感触とおっしゃいましたか。2.5 kmであれば久保委員がおっしゃった40分くらいになりますかね。
- 事務局 2.5 kmであれば40分から45分程度だと思います。
- 山崎委員長 野田教育監いかがでしょうか。
- 野田教育監 隣接校選択制の枠を確保することに加え、隣接校選択制というものはあくまでも保護者の方が、学校の教育目標や特色から自分の子どもを預けたいというところに狙いがあります。現在、隣接校選択制に距離的な要件を理由にそうせざるを得ない状況を変

えていかなければならないということが大前提にあると思いますが、通学距離と通学時間は難しい部分があります。

- 山崎委員長 学区外就学の要件として距離を設けるかということで、学区外就学に該当しない人は隣接校選択制に申し込んでもらえば良いということです。一定の基準を作った方が良いのではないかという案です。距離要件を設けることで、公平性が保たれるかもしれません。
- 平本委員 2.5 kmが中学生の足で40分くらいでしたかね。中学生は体も大きくなるので、3 kmかなと思っていました。ただ、部活が終わって暗い中を長い距離歩かせるのは場所によっては不安に感じることも多いかと思ったので、2.5 kmくらいがいいのかなと思います。自転車通学も認めているということは何km以上になりますか。
- 事務局 部活動の時だけ認めるなど学校によって異なります。
- 山崎委員長 学区外就学の要件の話ですので、ひょっとすると該当者がいないかもしれませんが、それでも距離要件を設けた方が良いのではないかということです。また、適宜状況を見てフレキシブルに対応する必要があると思います。1つの基準として、小学校は2案の1.5 km、中学校は2案の2.5 kmを提示しながら考えていくということです。自転車通学は、大分市内の中学校全て認めているのでしょうか。
- 小野委員 学校によっては認めていないところもあります。
- 山崎委員長 それは学校に任されているということですか。
- 事務局 学校の実情に応じて決めています。
- 山崎委員長 私の知り合いは富士見が丘から植田西中学校まで自転車で通っていた記憶があります。今はどうか分かりませんが、距離だったと思います。何年も前ですが、私の子どもは植田東中学校で自転車は認められていませんでした。それは状況によってということですね。

そのような形で一応の基準として出しますが、もしかしたら、0人の場合もあるでしょうし、数名の場合もあるでしょう。確認しておきたいことは、これによって隣接校選択制の申請が制限されるわけではないということです。

本日の協議では、大事な問題、難しい問題があったと思います。いずれにしても、10年以上前に作った制度を、どのように見直していくか、問題点は見直していかなくてはなりません。それがこの検討委員会であり、今、議論しているところです。

検討事項の1つ目の隣接校選択制利用者における中学校入学についても、考えたらこんな問題も出てきている、だからこうやったらどうかということで本日議論したところです。2つ目の距離要件についても、学区外就学の要件として設けておいてはどうかということで議論したところです。

最後に、野田教育監からもありましたが、隣接校選択制について、教育を受ける権利、指定校制が持っている制度硬直の中から出てきたことは事実だろうと思います。実際に、選択することで私立の小学校や中学校に通っているし、附属小や附属中にしても、保護者が子どもにその学校の教育を受けさせたいということで通わせていることも事実です。それはそれで大事なことだと思います。そういった中で、できるだけ公平性を保ちながら、しかし基礎教育として、児童生徒に最低限、全員に保障するような教育をうまく考えていく。委員皆さんからもありましたように、学校というのは地域との関わりで成り立っているこ

とも事実です。そういった中で、隣接校選択制という、最大限なおかつ最小限の権利を認めてきたのが大分市です。どのようにしたら、この隣接校選択制がより良いものになるかということで、これまで皆さんと議論してきたところです。大事なことは、定期的にと言いますか、見直しをしていかないとはいけません。10年というのはやはり遅すぎます。毎年、教育行政の評価を行っているわけであり、それに合わせながら、問題点を洗い出し、より良いものを作っていくことが大事だと思います。

検討委員会もあと1回です。次回は報告書の案を協議する予定です。報告書をまとめていくためにも、隣接校選択制について、こうしたらどうかなど、皆さんからご意見をいただきたいと思います。それでは川野委員から順にお願いします。

- 川野委員 これまで議論した5項目について、しっかりと押さえていただきたいと思えます。
- 山崎委員長 押さえた上で、隣接校選択制を続けて欲しいということですね。
- 川野委員 はい。
- 平本委員 地域の方に見守られながら地域の学校に登校することが、一番大切なことだと思っています。しかしながら、距離や様々な事情によって、教育を自由に受けられる、選択できる権利も大事だと思います。そのような中で、どのようにバランスを保っていくのが大切だと思います。親はいつも子どもたちの教育環境を充実させることを考えています。単に新しい学校だから通いたいといった理由ではなく、本当に子どもに合った教育を受けられるようになると良いと願っています。
- 小野委員 隣接校選択制を利用した子どもが、実際に6年間通ったことで、こういうところが良かった、こういうところは問題がある、というところを挙げていくと、より良い制度になるのではないかと思います。
- 山崎委員長 追跡調査については難しいかもしれませんが、そういったことをすることも必要だろうと思います。
- 酒井委員 隣接校選択制が導入されるときに、地域の中で子どもを育てるという部分が壊れてしまうのではないかと懸念していました。導入されて、実際に学校現場で何が起きたかと言いますと、学校の中で地区児童会をするときに、どこの地区にも入らない児童が出てしまいました。その児童は、保護者と相談してどこかの地区に所属します。そういった中でこれまで進んできました。最初は心配していましたが、隣接校選択制で隣接校を選ぶことで、その子が救われる、就学できるということも事実ですので、隣接校選択制の本来の意味が保障されるルールができると良いと思います。実際に保護者との入学相談において、学区外就学と隣接校選択制のどちらで対応するのがよいか迷うこともあります。学区外就学と隣接校選択制のはっきりとしたルールの違いによって、本来の隣接校選択制の自由という部分が担保されるような仕組みがあれば良いと思います。
- 久保委員 制度を見直すことでより良いものができればと思います。本校は義務教育学校であり1年生から9年生までとなっております。選択肢があることで、6年生から7年生のタイミングで他の中学校へ入学することもあります。隣接校選択制とは違いますが、以前と比べて市立以外の中学校の受験もあります。そのように子どもたちが、より行きたい方向に選択することができるという部分は良いのではないかと思います。校長の立場としては寂しい気持ちはありますが、それでも、隣接校に通うことで救われている子どもたち

もいることは事実です。そういった意味で、隣接校選択制と学区外就学をより良い制度にしていくという部分については良いと思います。

○山崎委員長 酒井委員と久保委員からもありましたように、制度を改革しながら、隣接校選択制の持っている意味は大事なので、進めていきたいという発言だったと思います。

○野田教育監 隣接校選択制が、子どもたちにとって、どのような教育的効果があるかということをしっかり見定めておかないといけないと思います。制度導入からこれだけの期間、実際に隣接校を選択する保護者や子どもたちが一定数います。また、事務局からは、隣接校への就学後に指定校に戻りたいという相談は特にないと聞いております。そうしますと、隣接校選択制には効果があると考えます。本来、校長が立てた教育目標や学校の特色に魅力を感じて、隣接校への就学を求める保護者や子どもたちの枠でないといけません。実際には距離的な要件により隣接校を希望している実態もございます。しかし、時代の変化や地域の状況の変化の中で、保護者がそのような気持ちになることは当然のことだと思います。そこは隣接校選択制とは別のことで認めていくべきではないかと思っております。しかしながら、地域で子どもたちを育てるということを考えると、そこには一定の条件的なものが必要ではないかと思っております。

○山崎委員長 いずれにしても、義務教育、指定校制から選択制への移行、なかなか難しい問題がありますが、社会がどんどん変わってきている中で、戦後のシステムがそのまま継続していることで、様々な問題や制度疲労を起こしている。その中でできた選択制も、様々な問題を抱えていることも事実だと思います。先ほど委員からもありましたように、適宜、見直ししながら、地域との関わりをどう考えていくのか、教育を受ける権利をどう考えていくのか、もしかしたらそれが指定校制によって阻まれているのかもしれないし、それは学問的レベルでも様々な議論があることは事実です。そういうことから適宜見直しが必要があると思います。隣接校選択制が子どもにとって、どのようにプラスになるのかという部分は、私たちにとっても、大分市教育委員会にとっても大きな課題になると思います。小野委員からもありました追跡調査ですが、どのようにしたらよいか難しいところはありますが、隣接校選択制で通っている児童生徒から指定校に戻りたいという相談がないということは、うまくいっているのだらうと思っておりますが、実際にどういったところがうまくいっているのかなども検証していくことが大事になってくるのではないかと思います。この検討委員会としては、見直すべき部分は見直ししながら、隣接校選択制を継続する。しかし、必ずしもこのままで良いという訳ではなくて、適宜、見直ししながら、さらにより良いものを作っていくという意見だったと思います。そういうことを踏まえまして、次回、まとめさせていただいた案を皆さんで議論したいと思っております。それでは事務局にお返しします。

○事務局 山崎委員長ありがとうございました。閉会の前に、次回の日程につきまして、説明いたします。

<次回の日程説明>

○事務局 委員の皆様方にはご多忙のところ、長時間にわたりご協議いただきありがとうございました。これもちまして、第3回大分市隣接校選択制検討委員会を終了いたします。